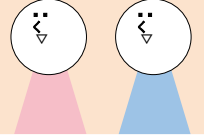


新婚世帯の



新生活を支援します



◇野洲市結婚新生活支援事業◇

野洲市で新生活をスタートされる新婚世帯を対象に、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用の一部を助成します

補助金額

■夫婦ともに
39歳以下 ^{上限} **30万円**

■夫婦ともに
29歳以下 ^{上限} **60万円**

申請期間

令和5年5月8日
～**令和6年3月8日**

※予算がなくなり次第受付を終了します

要件や必要書類等、詳細については市ホームページをご覧ください



対象世帯

- ◇令和5年3月1日から令和6年3月8日までに入籍した世帯
- ◇夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている世帯
- ◇夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ◇夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯
- ◇市税の滞納がない世帯
- ◇申請日より3年以上継続して居住する意思がある世帯

対象経費

- ◇令和5年4月1日から令和6年3月8日までに支払った下記の費用
 - 【住居費】
物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
 - 【リフォーム費用】
住宅の機能の維持または向上を図るために行う、修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
 - 【引越費用】
引越し業者や運送業者へ支払った費用

※対象期間内に補助上限額に満たなかったときは、翌年度の経費で補助上限額まで申請できるよう予定しています（要相談）

申請・問い合わせ先

滋賀県 野洲市 政策調整部 企画調整課
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

～お気軽にご相談ください～

E-mail: kikaku@city.yasu.lg.jp
Tel:077-587-6039